

Title	著者リプライ 『「表現の自由」の社会学：差別的表現と管理社会をめぐる分析』 書評論文リプライ
Sub Title	
Author	伊藤, 高史(Ito, Takashi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2007
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.12 (2007.) ,p.103- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20070000-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著者リプライ

『「表現の自由」の社会学：差別的表現と管理社会をめぐる分析』
書評論文リプライ

伊藤 高史

「表現の自由」研究の第一人者である大石泰彦教授から、寛大でありつつ、なお手厳しい評をいただいた。教授が拙著に貴重な時間を割いていただいたことに、心から感謝申し上げたい。

本書は、大石教授をはじめ多くの憲法学者、法律学者が取り組んでこられた「表現の自由」にかかわる問題について、社会学や政治哲学、政治思想史の視点を取り入れて論じたものである。序章を除いて9章構成の本書のうち、3章と4章の2章が「全体との関連において理解できなかった」と大石教授から評されるようでは、本書の企ては失敗したとみられても仕方ないかもしれない。しかしながら、このページを借りて、多少なりとも筆者の試みを正当化したい。

本書の冒頭で筆者は、「表現の自由」が民主主義を標榜する政治社会の基礎にあることを述べた(1頁)。この意味するところの一つは言うまでもなく、民主主義社会では、人々が自由な意見交換、情報交換を通じて政治的な意思決定を行うべきである、ということである。しかしながら、筆者はここにもう一つの意味を込めていた。すなわち、政治過程に参加する個人は、何らかの情報に接する以前に、言語を通じて常に／既に社会的に構築された存在であり、個人個人の自由意志には常に／既に言語という他者が介在している、ということである。「表現の自由」をいかにして守るか、あるいは、どの程度規制するか、といった問題は、民主的な手続きの中で決められるべきであるが、その意思決定をする個人が常に／既に社会的に構築されているならば、その個人を構築する言語世界(「表現の自由」論の伝統的用語では「思想の市場」)に目を向け、個人はいかに社会的に構築されているのか、を検討しなければならない。「表現の自由」をめぐる実践と、その規制をめぐる問題は、そこに参加する個人とその個人をつくりあげる「思想の市場」の相互作用の中で理解されねばならない。それゆえ、「表現の自由」に関する法律の専門家の理解と同時に、具体的なトピックの中で「表現の自由」という言葉が出てきたときに、それがどのような意味内容をもって使用されているのか、そこに、専門家とその他の人々の理解とのずれはないのか、といったことを問題にする必要があったのである。大石教授から「本書全体との関連で理解することができなかった」と評された2つの章は、個人が社会にとらわれ、「思想の市場」という言語世界の中で構築されていること(このことを、個人の“自由”に対する根源的な制約として否定的に捉えるならば、それは「管理社会論」につながっていく)を理論的に論じたものであった。

筆者の企てが上記のような「社会的」なものであったため、「表現の自由」を憲法・法律学という伝統的な枠組みから考察されてきた方々からすれば、本書の意図は見えにくかったに

違わない。また、専ら社会学に関心を持つ読者にとっては、「表現の自由」という伝統的に法的枠組みから論じてきたトピックを理解するのは困難であつたらうとも思う。この意味で、本書は読者にとって不親切な側面を持つことは否めない。しかし、今日の世界で起こっていることを理解し、いくつかの重要な問題に関する処方箋を探るには越境的な試みが必要であつた。というのも、「ポスト・モダン」と言われる今日の社会環境の中で「自由と安全」を両立させていくには、人権保障を目的とする憲法の根幹にある「個人主義」という近代的前提の問い直しが不可欠であつたからである。

言い換えると、筆者の試みの根幹にあつたのは、法的議論の中で前提にされる「個人主義」的思想の問い直すことであつた。「表現の自由」が憲法において保障され、憲法を根幹にすえて「表現の自由」にかかわるトピックを論じていくとすると、憲法の主旨が「人権保障」にあると考える限り、その議論は「個人主義」を前提としたものにならざるを得ない。人権とは近代の「個人主義」的思想を前提にしたものだからである。もちろん筆者は、個人主義に根ざす「人権」の価値そのものを否定しようというのではない。しかし、民主主義的政治体制の中で、多数派から少数派の「自由・人権」を守るのが自由主義的な憲法の主旨であつたとしても、なおその憲法そのものが「多数派」によって変えられ得るといった具合に、民主主義と自由主義は矛盾しつつも、相互に依存する関係にある。筆者は、この矛盾を解消することを目的に本書を書いたのではない。むしろ、民主主義は、自由・人権を保障するための道具・手段に過ぎないと理解することによって、自由主義（あるいは人権保障）と民主主義の矛盾を解消してしまうような論調に対して異議申し立てをし、自由主義と民主主義のあやうい対立と矛盾を認識し、そしてそのバランスをとり続けることの重要性を主張したのであつた。そしてバランスを考える際に考慮すべきひとつの重要な要素として、「表現の自由」には社会秩序の維持にかかわる「保守的価値」が内包されていることを指摘したのである（「表現の自由」が絶対であるかのような一部の論者の議論は、既にマスコミ関係者しか耳を貸さないものであることは言うまでもない）。

筆者の理解によれば、民主主義に対する自由・人権の優位を言うのが、大石教授が書評の中で言及された「従来の原理論」である。これに対して、「表現の自由」を民主政の基礎にあるものと捉える松井茂記の「民主主義プロセス論」は、十分な反論となっていない（34 頁）。筆者が「共和主義」的理解を参照したのは、自由主義的言説に対するひとつの対抗軸として、言論によって社会秩序に参加していくという「政治」過程に、自由・人権を守るための「手段」とは異なる、固有の価値を確認するためであつた。その過程は、人々が“国家権力によらずして”社会共通の価値観（善悪の判断基準など）を認識し、共有し、個々人の「自由意志」にそれを埋め込んで行く過程でもあるがゆえに、ひとつの「政治制度」以上の価値を持つのである（こうしたことは、例えば本書の 81～93 ページで述べたつもりではあつたが、ここで述べているほどには明確に指摘できなかつたのも事実である）。

ただし、筆者は「共和主義」的理解を、すべての問題を解決するものとして提示したのでは

ない。このような理解を持ち出したのはあくまで、自由・人権を相対化し、自由主義・人権保障と民主主義の矛盾しつつも相互依存的であらざるを得ない関係を再認識するためである。そのような両者の矛盾と相互依存関係を認識するなら、解決は両者のバランスをとっていくこと以外になく、そのようなバランスをとるということは、論理というよりはたぶんに、それを判断する人々の直感や信念、あるいは感覚（バランス感覚）に依存せざるを得ない。ならばやはり、そのような出来事が起こる言語世界（「思想の市場」）を注意深く観察し、「思想の市場」を健全に保つ努力をしなければならないのである。

筆者のこの主張は抽象的に聞こえるかもしれないが、「表現の自由」にかかわる法律判断でも、日々行われていることではないだろうか。例えば名誉毀損やプライバシー侵害に関する訴訟では、「表現の自由」と人格権の価値との「比較衡量」が行われている。裁判官はしばしば「社会通念」なるものを持ち出すが、その「社会通念」とは、裁判官が直感的に察知したり、信じ込んだりしているものでしかない。裁判所という国家権力の一機関の判断においても、裁判官は理論的・論理的にはどちらが上と一概に言えない複数の価値を比較し、法律の条文と判例の言葉に拘束されつつも、社会に対する直感、信念、感覚に基づいて、共約不能な対立する価値のどちらに重きを置くかを「決断」するのである。

大石教授は、共和主義的理解は「法的規制」を考える際にも、その基礎理論たり得るか否か、差別的表現以外に本書の議論は応用可能か、と指摘されたが、上記のことが、その質問への筆者からの回答になろう。共和主義的理解は、「表現の自由」の法的規制を考える際にも考慮すべきひとつの要素となるが、それは即座に解決をもたらしてくれるものではない。あくまで、自由・人権という観点を相対化するものでしかない。

大石教授が指摘された第3の点、すなわち「差別的表現に対して厳しい法的・社会的規制を加える大陸ヨーロッパ諸国（ドイツ、フランスなどナチス体験のある諸国）の制度に関しては、本書の『原理論』はどのように分析を加え、どう評価するのか」という点は、即座に回答できるようなものではないが、ひとつの視点を提示しておこう。筆者は本書の中で、「『表現の自由原理主義』とも言える、『表現の自由』が絶対であるかのような素朴な議論に立っていたのでは、『表現の自由』は無限に譲歩を強いられることは避けられない」（28 頁）と述べた。そして最後の第9章で、「表現の自由」の「保守的価値」として、「表現の自由」が社会の安定性に果たす役割を強調した。このことは「表現の自由」を、「安全」との関係で考え、「表現の自由」と「安全」にも、対立と同時に相互依存関係があることを強調する意図があった。伝統的には、国家が治安対策を口実に言論を弾圧してきた歴史があるため、「表現の自由」と「安全」は対立するものであるとのイメージが強い。しかしながら、自由（「表現の自由」を含む）と安全、そして権力は、対立しつつも相互依存関係にあるものである。そのことを筆者は、阪本昌成やハンナ・アレントの議論を参照しつつ指摘した（35-40 頁）。ある特定の言説の存在が、即座に社会不安や治安の不安定化につながるのか否かは、普遍的に判断できるものではなからう。2007年4月に行われた都知事選挙においては、ある候補者がテレビの政見放

送で「政府転覆」を訴えた。それが失笑しか買わなかったのは、今日の日本のコンテキストにおいては、そうした言説が治安の悪化に直結しないとの認識が一般に存在したためであろう。差別的表現に関する法的規制の是非に関してもそれゆえ、筆者の立場は文化相対主義的な立場をとらざるを得ない。それはその国家・社会の中のコンテキストの中で、自由と安全のバランスを考慮しつつ、多様な言論の中の自然淘汰か、あるいは、国家権力による規制か、あるいは別の方策があり得るのか、といった観点から検討されるべきなのである。

大石教授の書評に対するリプライを考えることによって、筆者自身、著書において言いたかったことをより明確にすることができたように思う。大石教授、そしてこの機会を与えていただいた『三田社会学会』編集委員の方々にあらためて深くお礼申し上げたい。

(いとう たかし 創価大学文学部)